

【写】

村上市における空家等の適正な管理に関する連携協定書

村上市（以下「甲」という。）と公益社団法人村上地域シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、村上市内における空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の連携、協力のもと、空家等の適正な管理を促進させることにより、良好な生活環境の保全及び市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用されていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- 管理不全な状態 次のいずれかに該当する空家等の状態をいう。
 - そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - 適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 所有者等 空家等を所有又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- 甲は、空家等の所有者等から当該空家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の業務を紹介する。
- 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う空家等の管理に関する業務をPRする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、次の業務を行う。

- 空家等の所有者等との契約により、乙が受託できる空家等の管理に関する業務を行う。
- 甲への所有者等情報の提供（契約者本人の承諾を得た場合に限る。）。
- 空家等対策に係る情報の共有及び発信に関すること。
- その他、第1条の目的を実現するために必要な事項に関すること。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後に第三者に漏えいしてはならない。ただし、事前に本人の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙が本協定に基づく業務を行わず、事業に支障をきたした場合は、協定を解除することができるものとする。

2 甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除し、又は打ち切ることができる。

- その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、本協定に基づく業務において個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守し、管理する。

2 甲は、乙より個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律及び村上市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

（法令の遵守）

第8条 本協定に基づく業務の実施にあたり、甲及び乙は、関係法令を遵守するものとする。

（合意管轄裁判所）

第9条 本協定に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙のいずれかから何らかの申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項、本協定の内容変更が必要な事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月12日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋邦芳

乙 新潟県村上市三之町1番6号
公益社団法人村上地域シルバー人材センター

理事長 田宮利久